

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）一部改正 新旧対照表

| | |
|-------------|---|
| 改 正 後 | <p>第五条（略）</p> <p>第五条の二 則第三十六条の三第一項の厚生労働大臣の定める様式は、様式第七号の二とする。</p> <p>第五条の三 則第三十六条の七の厚生労働大臣の定める様式は、様式第七号の三とする。</p> <p>第五条の四 則第三十六条の八第一項の厚生労働大臣の定める様式は、様式第七号の四とする。</p> <p>2 則第三十六条の八第三項の厚生労働大臣の定める様式は、様式第七号の五とする。</p> <p>第五条の五 則第三十六条の九第一項の厚生労働大臣の定める様式は、様式第七号の六とする。</p> <p>第六条（略）</p> |
| 改 正 前 | <p>第五条（略）</p> <p>第六条（略）</p> |